

(案)

府消委第 号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄 宛て

消費者委員会委員長 後藤 巻則

答 申 書

令和5年5月9日付け消取引第506号をもって当委員会に諮問のあった下記事項については、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の趣旨に鑑み妥当であり、その旨答申する。

記

安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第61号）の施行に伴い、別添の案のとおり、特定商取引に関する法律第26条第1項第8号ニに規定する適用除外の対象として政令で定められている役務の提供に関し、特定商取引に関する法律施行令（昭和51年政令第295号）別表第2の改正を行うことについて

以上